



# 鳥取県公報

平成 24 年 3 月 30 日 (金)  
号外第 30 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則 (20) (障がい福祉課) . . . . . 4
	鳥取県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則 (21) (〃) . . . . . 7
	鳥取県介護保険法施行細則の一部を改正する規則 (22) (長寿社会課) . . . . . 15
	鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する規則 (23) (青少年・家庭課) . . . . . 17
	鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則 (24) (子ども発達支援課) . . . . . 19

## ==== 公布された規則のあらまし ====

## ◇鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

障がい者の特別医療費の助成対象が変わらないように、平成22年の税制改正で廃止された特定扶養控除相当分を引き続き所得から控除するよう所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 特別医療費の助成対象基準である障がい者の所得の算定においては、平成22年の税制改正で廃止された特定扶養控除相当分を控除する。

(2) 鳥取県特別医療費助成条例の一部改正に伴う所要の規定の整備を行う。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成24年7月1日とする(2)を除き、公布日とする。

## ◇鳥取県障害者自立支援法施行細則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

障害者自立支援法の一部が改正され、指定相談支援事業者が知事の指定する指定一般相談支援事業者と市町村長の指定する指定特定相談支援事業者に区分されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 指定一般相談支援事業者の指定に係る申請書等の様式を定める。

(2) 指定一般相談支援事業者の指定等をしたときの公示に関する事項を定める。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

## ◇鳥取県介護保険法施行細則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

介護保険法及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 県が行っている介護サービス事業者への指導監督事務の一部を受託できる法人の指定等をしたときの公示に関する事項を定める。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

## ◇鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

介護保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けの申請について定める規定中、引用している介護保険法の条項その他所要の規定の整備を行う。

(2) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

## ◇鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

児童福祉法の一部が改正され、児童福祉法による措置の対象から20歳以上の者に対する措置が除かれたことに伴い、措置費の徴収の対象から20歳以上の者を除く等の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 児童福祉法による措置に係る措置費の額について20歳以上の者に係るものを除く。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

# 規 則

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第20号

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県特別医療費助成条例施行規則（昭和48年鳥取県規則第53号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>条例第4条第3項</u>の規則で定める者)</p> <p>第1条の2 <u>条例第4条第3項</u>の規則で定める者は、次に掲げる<u>認定証等を所持している者</u>とする。</p>	<p>(<u>条例第3条第5項第2号</u>の規則で定める者)</p> <p>第1条の2 <u>条例第3条第5項第2号</u>の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第67条第2項の規定により限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けた者</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる認定証の適用・減額対象者又は減額対象者の欄に記載された者</u></p> <p>ア <u>健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第105条第2項の規定により交付された限度額適用・標準負担額減額認定証</u></p> <p>イ <u>国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第26条の3第2項の規定により交付された標準負担額減額認定証又は同令第27条の14の4第2項の規定により交付された限度額適用・標準負担額減額認定証</u></p> <p>ウ <u>船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）第47条ノ2ノ8第2項の規定により交付された限度額適用・標準負担額減額認定証</u></p> <p>エ <u>国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第105条の9第2項の規定により交付された限度額適用・標準負担額減額認定証</u></p> <p>オ <u>地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府文部省令第1号）第110条の5第3項の規定に自治省より交付された限度額適用・標準負担額減額認定証</u></p>

- (1) 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第105条第2項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証
- (2) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第26条の3第2項に規定する標準負担額減額認定証又は同令第27条の14の4第2項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証
- (3) 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）第95条第2項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証
- (4) 国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第105条の9第2項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証
- (5) 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第110条の6第3項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証
- (6) 私立学校教職員共済法施行規則（昭和28年文部省令第28号）第4条の13第2項に規定する限度額適用証
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第67条第2項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証

（条例別表第1号の規則で定める者等）

第2条 条例別表第1号の規則で定める者は、次の表の左欄に掲げる者とし、同号の規則で定める額は、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者のうち年齢70歳以上のものを有する者	10万円
所得税法に規定する扶養	老人扶養親族1人につき

カ 私立学校教職員共済法施行規則（昭和28年文部省令第28号）第4条の13第2項の規定により交付された限度額適用証

（条例別表第1号の規則で定める者等）

第2条 条例別表第1号の規則で定める者は、次の表の左欄に掲げる者とし、同号の規則で定める額は、それぞれ同表の右欄に定める額（その者に所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者又は扶養親族（以下「扶養親族等」という。）がいる場合で、当該扶養親族等が同法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、同表の右欄に定める額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円（当該扶養親族等が同法に規定する特定扶養親族である場合にあつては、当該特定扶養親族1人につき25万円）を加算した額）とする。

当該年度分の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第34条第1項第1号	当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額
---	---

親族のうち年齢70歳以上 のもの（以下「老人扶養 親族」という。）を有す る者	10万円	から第4号まで又は第10 号の2に規定する控除を 受けた者	
所得税法に規定する扶養 親族のうち年齢16歳以上 23歳未満のもの（以下 「特定扶養親族」とい う。）を有する者	特定扶養親族1人につき 25万円	当該年度分の道府県民税 につき、地方税法第34条 第1項第6号に規定する 控除を受けた者	当該控除の対象となった 障害者1人につき27万円 （当該障害者が地方税法 第34条第1項第6号に規 定する特別障害者である 場合にあっては、40万 円）
地方税法（昭和25年法律 第226号）第34条第1項 第1号から第4号まで又 は第10号の2の規定によ り控除を受けた者	当該控除を受けた額	当該年度分の道府県民税 につき、地方税法第34条 第1項第8号に規定する 控除を受けた者	当該控除を受けた者につ き27万円（当該控除を受 けた者が同条第3項に規 定する寡婦である場合に あっては、35万円）
地方税法第34条第1項第 6号の規定により控除を 受けた者	当該控除の対象となった 障害者1人につき27万円 （当該障害者が地方税法 第34条第1項第6号に規 定する特別障害者である 場合にあっては、40万 円）	当該年度分の道府県民税 につき、地方税法第34条 第1項第9号に規定する 控除を受けた者	当該控除を受けた者につ き27万円
地方税法第34条第1項第 8号の規定により控除を 受けた者	27万円（地方税法第34条 第3項の規定の適用を受 ける場合にあっては、35 万円）	当該年度分の道府県民税 につき、地方税法附則第 6条第1項に規定する免 除を受けた者	当該免除に係る所得の額
地方税法第34条第1項第 9号の規定により控除を 受けた者	27万円		
地方税法附則第6条第1 項の規定により免除を受 けた者	当該免除を受けた額		

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の2の改正規定（「第3条第5項第2号」を「第4条第3項」に改める部分に限る。）は、平成24年7月1日から施行する。

鳥取県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第21号**

鳥取県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

第 1 条 鳥取県障害者自立支援法施行細則（平成18年鳥取県規則第22号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）<u>及び障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）の施行に関し、鳥取県障害者自立支援法施行条例（平成18年鳥取県条例第 9 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(指定障害福祉サービス事業者等の指定に係る申請等)</p> <p>第 2 条 法第36条第 1 項若しくは第38条第 1 項（<u>これらの規定を法第41条第 4 項において準用する場合を含む。）又は第51条の19第 1 項（法第51条の21第 2 項において準用する場合を含む。）</u>の規定による申請は、様式第 1 号による申請書を提出してしなければならない。</p> <p>2 法第29条第 1 項の規定による指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害者支援施設の指定を受けた者又は<u>法第51条の14第 1 項の規定による指定一般相談支援事業者</u>の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者等に係る変更等の届出)</p> <p>第 3 条 法第46条第 1 項若しくは第 2 項又は第51条の<u>25第 1 項若しくは第 2 項</u>の規定による届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める様式による届出書を提出してしなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）、<u>障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号。以下「基準省令」という。）</u>の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者等の指定に係る申請等)</p> <p>第 2 条 法第36条第 1 項（<u>法第40条（法第41条第 4 項において準用する場合を含む。）又は第41条第 4 項において準用する場合を含む。）又は第38条第 1 項（法第41条第 4 項において準用する場合を含む。）</u>）の規定による申請は、様式第 1 号による申請書を提出してしなければならない。</p> <p>2 法第29条第 1 項の規定による指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害者支援施設の指定を受けた者又は<u>法第32条第 1 項</u>の規定による<u>指定相談支援事業者</u>の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者等に係る変更等の届出)</p> <p>第 3 条 法第46条第 1 項の規定による届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める様式による届出書を提出してなければならない。</p>

(1)及び(2) 略

2 法第46条第3項の規定による届出は、様式第3号の2による届出書を提出してしなければならない。

3 略

(指定障害福祉サービス事業者等の指定等の公示)

第4条 法第51条の規定による公示は、次に掲げる事項を公表することにより行うものとする。

(1) 法第29条第1項の規定による指定、法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出、法第47条の規定による指定の辞退又は法第50条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による指定の取消し(以下この項において「指定等」という。)に係る指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の設置者の名称及び主たる事務所の所在地

(2)及び(3) 略

(4) 指定等に係る障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの種類

2 法第51条の30第1項の規定による公示は、次に掲げる事項を公表することにより行うものとする。

(1) 法第51条の14第1項の規定による指定、法第51条の25第2項の規定による事業の廃止の届出又は法第51条の29第1項の規定による指定の取消し(以下この項において「指定等」という。)に係る指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地

(2) 指定等に係る事業所の名称及び所在地

(3) 指定等を行った年月日

(4) 指定等に係る地域相談支援の種類

様式第2号(第3条関係)

変更届出書

年 月 日

職 氏 名 様

所在地

届出者 名称

(事業者) 代表者

印

指定を受けた事項に変更がありましたので、次のとおり

(1)及び(2) 略

2 法第46条第2項の規定による届出は、様式第3号の2による届出書を提出してしなければならない。

3 略

(指定障害福祉サービス事業者等の指定等の公示)

第4条 法第51条の規定による公示は、次に掲げる事項を公表することにより行うものとする。

(1) 法第29条第1項若しくは第32条第1項の規定による指定、法第46条第1項の規定による届出(同項の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同項に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。)、法第47条の規定による指定の辞退又は法第50条第1項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定による指定の取消し(以下「指定等」という。)に係る指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者又は指定相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地

(2)及び(3) 略

(4) 指定等に係る障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの種類(指定相談支援事業者の場合を除く。)

様式第2号(第3条関係)

変更届出書

年 月 日

職 氏 名 様

所在地

届出者 名称

(事業者) 代表者

印

指定を受けた事項に変更がありましたので、次のとおり



届け出ます。

略	
9	事業所のサービス提供責任者（ <u>指定一般相談支援</u> の提供に当たる者）の氏名及び住所
略	
12	介護給付費、訓練等給付費、療養介護医療費又は <u>地域相談支援給付費</u> の請求に関する事項
略	
略	

注 略

添付書類 略

様式第3号（第3条関係）

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

職 氏 名 様

所在地

届出者 名称

(事業者) 代表者



事業の廃止(休止・再開)をしましたので、次のとおり届け出ます。

略	
現に指定障害福祉サービス又は <u>指定一般相談支援</u> を受けていた者に対する措置(廃止・休止の場合のみ)	略
略	

注 略

添付書類 略

様式第18号(第14条関係)

障害福祉サービス事業等開始届出書

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名



(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

届け出ます。

略	
9	事業所のサービス提供責任者（ <u>指定相談支援</u> の提供に当たる者）の氏名及び住所
略	
12	介護給付費、訓練等給付費、療養介護医療費又は <u>サービス利用計画作成費</u> の請求に関する事項
略	
略	

注 略

添付書類 略

様式第3号（第3条関係）

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

職 氏 名 様

所在地

届出者 名称

(事業者) 代表者



事業の廃止(休止・再開)をしましたので、次のとおり届け出ます。

略	
現に指定障害福祉サービス又は <u>指定相談支援</u> を受けていた者に対する措置(廃止・休止の場合のみ)	略
略	

注 略

添付書類 略

様式第18号(第14条関係)

障害福祉サービス事業等開始届出書

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名



(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

障害福祉サービス事業等を開始するので、次のとおり届け出ます。

開始しようとする事業をすること。)	種 類	・障害福祉サービス事業・ <u>一般相談支援事業・特定相談支援事業</u>
	(該当するもの)	・移動支援事業・地域活動支援センターを運営する事業 ・福祉ホームを運営する事業
略		

注 略

添付書類 略

様式第19号(第15条関係)

障害福祉サービス事業等変更届出書

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名

(印)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

届出事項を変更したので、次のとおり届け出ます。

変更に係る事業をすること。)	種 類	・障害福祉サービス事業
	(該当するもの)	・一般相談支援事業 ・特定相談支援事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センターを運営する事業 ・福祉ホームを運営する事業
略		

様式第20号(第16条関係)

障害福祉サービス事業等廃止(休止)届出書

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名

(印)

障害福祉サービス事業等を開始するので、次のとおり届け出ます。

開始しようとする事業をすること。)	種 類	・障害福祉サービス事業・ <u>相談支援事業</u>
	(該当するもの)	・移動支援事業・地域活動支援センターを運営する事業 ・福祉ホームを運営する事業
略		

注 略

添付書類 略

様式第19号(第15条関係)

障害福祉サービス事業等変更届出書

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名

(印)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

届出事項を変更したので、次のとおり届け出ます。

変更に係る事業をすること。)	種 類	・障害福祉サービス事業
	(該当するもの)	・相談支援事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センターを運営する事業 ・福祉ホームを運営する事業
略		

様式第20号(第16条関係)

障害福祉サービス事業等廃止(休止)届出書

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏 名

(印)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
障害福祉サービス事業等を廃止(休止)するので、次のとおり届け出ます。		障害福祉サービス事業等を廃止(休止)するので、次のとおり届け出ます。	
廃止(休止)事業	種類(該当するものに○を するこ と。)	種類(該当するものに○を するこ と。)	種類(該当するものに○を するこ と。)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス事業</li> <li>・一般相談支援事業</li> <li>・特定相談支援事業</li> <li>・移動支援事業</li> <li>・地域活動支援センターを営 営する事業</li> <li>・福祉ホームを営 営する事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス事業</li> <li>・相談支援事業</li> <li>・移動支援事業</li> <li>・地域活動支援センターを営 営する事業</li> <li>・福祉ホームを営 営する事業</li> </ul>	
略		略	

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

第2条 鳥取県障害者自立支援法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

受付番号※1

指定障害福祉サービス事業所
指定障害者支援施設指定（更新）申請書
指定一般相談支援事業所

年 月 日

職 氏 名 様

申請者
(事業者・設置者)
所在地
名称
代表者



指定障害福祉サービス事業所（指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業所）の指定（指定の更新）を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所（施設）所在地市町村番号※2

Application form table with sections for 'Applicant (Installer)', 'Designated (Update)', and 'Business/Facility'. Includes fields for name, address, phone numbers, and business types.

注

- 1 ※1及び※2の欄は、記載しないこと。
2 ※3の欄は、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社、有限会社等の別を記載すること。
3 ※4の欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載すること。
4 ※5の欄は、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業等の種類を記載し、該当する欄に「○」を付け、該当する事項を記載すること。この場合、様式欄には、添付書類2の「別に定める書類」の付表番号を記載すること。
5 ※6の欄は、本県において既に事業所（施設）としての指定を受け、番号が付されている場合に、「事業所番号」の左側に事業等の種類を、その右側の欄にその事業所番号を記載すること。複数の番号が付されている場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載すること。

添付書類

- 1 別紙（他の法律において既に指定を受けている場合に限る。）
2 指定を受けようとする事業等の種類に応じて別に定める書類



附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

鳥取県介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第22号**

鳥取県介護保険法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県介護保険法施行細則（平成11年鳥取県規則第50号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定市町村事務受託法人又は指定都道府県事務受託法人に係る公示)</p> <p>第6条 政令第11条の6 <u>又は第11条の11</u>の規定による公示は、指定市町村事務受託法人又は<u>指定都道府県事務受託法人</u>に関する次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) <u>法人及び事務所の名称及び所在地（変更の届出の場合にあつては、変更後の法人及び事務所の名称及び所在地）</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる事項をした年月日</u></p> <p>ア 指定</p> <p>イ <u>事務所の名称又は所在地の変更</u></p> <p>ウ <u>受託事務の廃止</u></p> <p>エ <u>指定の取消し</u></p> <p>オ <u>指定の全部又は一部の効力の停止</u></p> <p>(3) <u>受託事務の種類</u></p> <p>(4) <u>指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあつては、その内容及びその期間</u></p> <p>(指定試験実施機関に係る公示)</p> <p>第7条 政令第35条の15第3項の規定による公示は、指定試験実施機関に関する次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(指定研修実施機関に係る公示)</p> <p>第8条 政令第35条の16第3項の規定による公示は、指定研修実施機関に関する次に掲げる事項について行うものとする。</p>	<p>(指定市町村事務受託法人に係る公示)</p> <p>第6条 政令第11条の6の規定による公示は、指定市町村事務受託法人に関する次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) 名称及び所在地</p> <p>(2) <u>指定、事務所の名称及び所在地の変更、受託事務の廃止又は指定の取消し若しくは全部若しくは一部の効力の停止の年月日</u></p> <p>(3) <u>変更の届出に係るものにあつては、変更後の名称又は所在地</u></p> <p>(指定試験実施機関に係る公示)</p> <p>第7条 政令第35条の9第3項の規定による公示は、指定試験実施機関に関する次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(指定研修実施機関に係る公示)</p> <p>第8条 政令第35条の10第3項の規定による公示は、指定研修実施機関に関する次に掲げる事項について行うものとする。</p>

(1)及び(2) 略

(1)及び(2) 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。



鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第23号

鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する規則

鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則（昭和40年鳥取県規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
<p>(母子福祉資金の貸付けの申請)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の申請書には、次の表の左欄に掲げる資金の種類に応じ、<u>同表の右欄に掲げる書類及び貸付けを受けようとする者の戸籍謄本又は戸籍抄本、その者が配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない女子に現に扶養されている児童であることを証する書類</u>その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。</p>		<p>(母子福祉資金の貸付けの申請)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>次の表の左欄に掲げる資金に係る前項の申請書には戸籍謄本又は戸籍抄本、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであることを証する書面（配偶者のない女子に現に扶養されている児童が修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金の貸付けを受けようとする場合にあっては、当該児童が現に配偶者のない女子に扶養されている事実を証する書面及び法定代理人の同意書）</u>、次の表の左欄に掲げる資金の種類に応じ、<u>それぞれ当該右欄に掲げる書類</u>その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。</p>	
資金の種類	添付書類	資金の種類	添付書類
略		略	
医療介護資金	<p>ア 略</p> <p>イ <u>アに掲げる保険給付以外の保険給付に係るサービスを受けるのに必要な資金</u> 介護保険法第8条第23項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画が記載された書面その他の保険給付の対象となる費用のうち利用者の負担する額が記載された書面の写し</p>	医療介護資金	<p>ア 略</p> <p>イ <u>ア以外のサービスを受けるのに必要な資金</u> 介護保険法第8条第21項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画が記載された書面その他の保険給付の対象となる費用のうち利用者の負担する額が記載された書面の写し</p>
略		略	
3 略		3 略	
<p>(寡婦福祉資金の貸付けの申請)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 前項の申請書には、次の表の左欄に掲げる資金の</p>		<p>(寡婦福祉資金の貸付けの申請)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 <u>次の表の左欄に掲げる資金に係る前項の申請書に</u></p>	

種類に応じ、同表の右欄に掲げる書類及び貸付けを受けようとする者の戸籍謄本及び戸籍抄本、その者が寡婦等又は寡婦等に現に扶養されている20歳以上である子等であることを証する書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

資金の種類	添付書類		
略			
医療介護資金	<table border="1"> <tr> <td>医療介護資金</td> <td>                     略                      ア 略                      イ アに掲げる保険給付以外の保険給付に係るサービスを受けるのに必要な資金 介護保険法第8条第23項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画が記載された書面その他の保険給付の対象となる費用のうち利用者の負担する額が記載された書面の写し                 </td> </tr> </table>	医療介護資金	略 ア 略 イ アに掲げる保険給付以外の保険給付に係るサービスを受けるのに必要な資金 介護保険法第8条第23項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画が記載された書面その他の保険給付の対象となる費用のうち利用者の負担する額が記載された書面の写し
医療介護資金	略 ア 略 イ アに掲げる保険給付以外の保険給付に係るサービスを受けるのに必要な資金 介護保険法第8条第23項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画が記載された書面その他の保険給付の対象となる費用のうち利用者の負担する額が記載された書面の写し		
略			

は戸籍謄本又は戸籍抄本、寡婦等であることを証する書面（寡婦等に扶養されている20歳以上である子等が修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金の貸付けを受けようとする場合あつては、当該者が現に寡婦等に扶養されている事実を証する書面）、次の表の左欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

資金の種類	添付書類		
略			
医療介護資金	<table border="1"> <tr> <td>医療介護資金</td> <td>                     略                      ア 略                      イ ア以外のサービスを受けるのに必要な資金 介護保険法第8条第21項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画が記載された書面その他の保険給付の対象となる費用のうち利用者の負担する額が記載された書面の写し                 </td> </tr> </table>	医療介護資金	略 ア 略 イ ア以外のサービスを受けるのに必要な資金 介護保険法第8条第21項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画が記載された書面その他の保険給付の対象となる費用のうち利用者の負担する額が記載された書面の写し
医療介護資金	略 ア 略 イ ア以外のサービスを受けるのに必要な資金 介護保険法第8条第21項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画が記載された書面その他の保険給付の対象となる費用のうち利用者の負担する額が記載された書面の写し		
略			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第24号**

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則

第 1 条 鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則（昭和62年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 この規則において「扶養義務者」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者であって、<u>被措置者等と生計を同じくするもの</u>をいう。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p>5 この規則において「基準年」とは、施設入所措置等が行われる日（次条第 1 項の表第 2 号に掲げる助産の実施にあつては、当該助産の実施が開始される日とする。以下この項において同じ。）が属する年の前年（施設入所措置等が行われる日が 1 月から 6 月までの間の場合にあつては、その日が属する年の前々年）をいい、「基準年度」とは、施設入所措置等が行われる日が属する年度（施設入所措置等が行われる日が 4 月から 6 月までの間の場合にあつては、その日が属する年度の前年度）をいう。</p> <p>6 この規則において「所得税額等」とは、被措置者等又は扶養義務者の基準年の分の所得税額（所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定により計算された<u>所得税の額</u>をいい、所得税法又は租税特別措置法の規定による控除のうち知事が別に定めるものが行われる場合にあつては、当該控除前の額とする。以下同じ。）及び基準年度の分の市町村民税の所得割額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第 1 項第 2 号に規定する所得割の額をいい、同法の規定による控除のうち知事が</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 この規則において「扶養義務者」とは、<u>被措置者等の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの</u>であって生計を同じくするものをいう。<u>以下同じ。）</u>をいう。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p>5 この規則において「基準年」とは、施設入所措置等が行われる<u>年度（4月から6月までの間に行われる次条第 1 項の表第 1 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる措置並びに同表第 3 号に掲げる母子保護の実施及び措置については、その前年度とし、同表第 2 号に掲げる助産の実施については、当該助産の実施が開始された年度（4月から6月までの間に開始されたものについては、前年度）とする。以下同じ。）の初日</u>が属する年の前年をいい、「基準年度」とは、施設入所措置等が行われる年度をいう。</p> <p>6 この規則において「<u>対象収入額</u>」とは、基準年に被措置者等が得た収入の総額から<u>所得税、住民税、相続税、贈与税、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第 1 に規定する入院患者日用品費に相当する額並びに社会保険料及びこれに準ずるものの総額を控除した額</u>をいい、「<u>所得税額等</u>」とは、被措置者等又は扶養義務者の基準年の分の所得税額（所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定により計算された額をいい、所得税法又は租税特別措置法の規</p>

別に定めるものが行われる場合にあつては当該控除前の額とし、同法第323条の規定による市町村民税の減免が行われる場合にあつては当該所得割の額から当該減免額を控除した額とする。以下同じ。)をいう。

7及び8 略

9 前各項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、児童福祉法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）で規定する用語の例による。

(措置費等の徴収)

第3条 総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、県がその月分の措置費等を支弁した場合には、次の表の第1欄に掲げる施設入所措置等の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる者から、同表の第3欄に掲げる額（その額が県支弁月額を超えるときは、当該県支弁月額）を徴収するものとする。ただし、県支弁月額が100円未満となる場合には、その徴収は行わない。

1 児童福祉法第20条第1項の措置（同条第2項の医療に係るものに限る。）	被措置者等又は扶養義務者（その全員が保護等を受けている場合の <u>当該被措置者等又は扶養義務者を除く。</u> ）	別表第1の第1欄及び第2欄に掲げる所得税額等による区分に応じ、同表の第3欄に定める額
--------------------------------------	--	--

定による控除のうち知事が別に定めるものが行われる場合にあつては、当該控除前の額とする。以下同じ。)及び基準年度の分の市町村民税の所得割額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、同法の規定による控除のうち知事が別に定めるものが行われる場合にあつては当該控除前の額とし、同法第323条の規定による市町村民税の減免が行われる場合にあつては当該所得割の額から当該減免額を控除した額とする。以下同じ。）をいう。

7及び8 略

9 前各項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、児童福祉法及び児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）で規定する用語の例による。

(措置費等の徴収)

第3条 総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、県がその月分の措置費等を支弁した場合には、次の表の第1欄に掲げる施設入所措置等の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる者から、同表の第3欄に掲げる額（その額が同表の第4欄に掲げる額を超えるときは、当該第4欄に掲げる額）を徴収するものとする。ただし、同表の第4欄に掲げる額が100円未満となる場合には、その徴収は行わない。

1 児童福祉法第20条第1項の措置（同条第2項の医療に係るものに限る。）	被措置者等又は扶養義務者（その全員が保護等を受けていない場合 <u>で、その全員又はいずれかの者が、基準年度の分の市町村民税を納付することを要し、又は基準年度の分の所得税額があるときに限る。</u> ）	別表第1の第1欄及び第2欄に掲げる所得税額等による区分に応じ、同表の第3欄に定める額	県支弁月額
--------------------------------------	---	--	-------

<p>2 児童福祉法第22条第1項の助産の実施（国の設置する助産施設への入所を除く。）</p>	<p>被措置者等又は扶養義務者（その全員が保護等を受けている場合の当該被措置者等又は扶養義務者を除く。）</p>	<p>別表第2の第1欄及び第2欄に掲げる所得税額等による区分に応じ、同表の第3欄に定める額</p>	<p>2 児童福祉法第22条第1項の助産の実施（国の設置する助産施設への入所を除く。）</p>	<p>被措置者等又は扶養義務者（その全員が保護等を受けている場合を除く。）</p>	<p>別表第2の第1欄及び第2欄に掲げる所得税額等による区分に応じ、同表の第3欄に定める額</p>	<p>県支弁月額</p>
<p>3 児童福祉法第23条第1項の母子保護の実施又は同法第27条第1項第3号若しくは第2項の措置（国の設置する児童福祉施設への入所を除く。）</p>	<p>被措置者等又は扶養義務者（その全員が保護等を受けている場合の当該被措置者等又は扶養義務者を除く。）</p>	<p>別表第3の第1欄及び第2欄に掲げる所得税額等による区分に応じ、同表の第3欄に定める額</p>	<p>3 児童福祉法第23条第1項の母子保護の実施又は同法第27条第1項第3号若しくは第2項の措置（国の設置する児童福祉施設への入所及び次号に掲げるものを除く。）</p>	<p>被措置者等又は扶養義務者（その全員が保護等を受けている場合を除く。）</p>	<p>別表第3の第1欄及び第2欄に掲げる所得税額等による区分に応じ、同表の第3欄に定める額</p>	<p>県支弁月額</p>
<p>4 児童福祉法第27条第1項第3号又は第2項の措置（同法第31条第2項若しくは第3項、第63条の2第1項若しくは第2項又は第63条の3第1項に規定する者について行われるもの（国の設置する児童福祉施設への入所を除く。）</p>	<p>被措置者等（保護等を受けておらず、かつ、対象収入金額が27万円を超える者に限る。）</p>	<p>別表第4の第1欄に掲げる対象収入額による区分に応じ、同表の第2欄に定める額（以下この号において「成年者自己負担月額」という。）</p>	<p>扶養義務者（その全員が保護等を受けている場合を除く。）</p>	<p>別表第3の第1欄及び第2欄に掲げる所得税額等による区分に応じ、同表の</p>	<p>県支弁月額 額から成年者自己負担月額を控除した額</p>	

4 母子保健法第20条第1項の措置	被措置者等又は扶養義務者（そのいずれかが保護等を受けている場合の当該被措置者等又は扶養義務者を除く。）	別表第4の第1欄及び第2欄に掲げる所得税額等による区分に応じ、同表の第3欄に定める額

2 前項の表第3号に掲げる母子保護の実施及び措置のうち、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設（保護者の下から通わせる場合に限る。）に入所させて行うものに係る同項の規定の適用については、同号第3欄中「定める額」とあるのは、「定める額の2分の1に相当する額（同表第3号(14)に掲げる場合にあつては、当該第3欄に定める額）」とする。

3 略

(所得税額等の申告)

第4条 被措置者等及び扶養義務者は、施設入所措置等が開始されたときは、その開始後速やかに、当該施設入所措置等（前条第1項の表第2号に掲げる助産の実施を除く。）がその翌年度以降も引き続き行われるときは、その行われる間、毎年度6月20日までに、所得税額等を所得税額等申告書（様式第1号）により総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長に申告しなければならない。

		第3欄に定める額	
5 母子保健法第20条第1項の措置	被措置者等又は扶養義務者（そのいずれかが保護等を受けている場合を除く。）	別表第5の第1欄及び第2欄に掲げる所得税額等による区分に応じ、同表の第3欄に定める額	県支弁月額

2 前項の表第3号に掲げる母子保護の実施及び措置のうち、母子生活支援施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設及び情緒障害児短期治療施設（保護者の下から通わせる場合に限る。）に入所させて行うものに係る前項の規定の適用については、同号第3欄「定める額」とあるのは、「定める額の2分の1に相当する額（同表第3号(14)に掲げる場合にあつては、当該第3欄に定める額）」とする。

3 略

(対象収入額等の申告)

第4条 次の表の第1欄に掲げる者は、施設入所措置等が開始されたときは、その開始後速やかに、当該施設入所措置等（前条第1項の表第2号に掲げる助産の実施を除く。）がその翌年度以降も引き続き行われるときは、その行われる間、毎年度次の表の第2欄に掲げる日までに、それぞれ同表の第3欄に掲げる事項を同表の第4欄に掲げる書類により総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長に申告しなければならない。

1 前条第1項の表第4号に掲げる措置を受ける者	6月20日	対象収入額	対象収入額申告書（様式第1号）
2 前条第1項の表第2号に掲げる助産の実施又は同表第3号に掲げる母子保護の実施及び措置を受ける者並びに同表第2号に	6月20日	所得税額等	所得税額等申告書（様式第2号）

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="826 185 1045 510">掲げる助産の実施、同表第3号に掲げる母子保護の実施及び措置又は同表第4号に掲げる措置を受ける者の扶養義務者</td> <td data-bbox="1045 185 1157 510"></td> <td data-bbox="1157 185 1396 510"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="826 510 1045 801">3 前条第1項の表第1号又は第5号に掲げる措置を受ける者及び扶養義務者</td> <td data-bbox="1045 510 1157 593">6月20日</td> <td data-bbox="1157 510 1396 593">基準年の分の所得</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1045 593 1157 801">6月20日</td> <td data-bbox="1157 593 1396 801">基準年度の分の市町村民税の所得割額</td> </tr> </table>	掲げる助産の実施、同表第3号に掲げる母子保護の実施及び措置又は同表第4号に掲げる措置を受ける者の扶養義務者			3 前条第1項の表第1号又は第5号に掲げる措置を受ける者及び扶養義務者	6月20日	基準年の分の所得		6月20日	基準年度の分の市町村民税の所得割額
掲げる助産の実施、同表第3号に掲げる母子保護の実施及び措置又は同表第4号に掲げる措置を受ける者の扶養義務者										
3 前条第1項の表第1号又は第5号に掲げる措置を受ける者及び扶養義務者	6月20日	基準年の分の所得								
	6月20日	基準年度の分の市町村民税の所得割額								
<p>2 総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、前項の規定による申告が適正に行われな いときは、<u>所得税額等申告書の内容</u>について必要な調査を行うものとする。</p> <p>(徴収予定額の変更等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の申請は、徴収予定額減額等申請書 (<u>様式第2号</u>) を提出してしなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、同日以後に行 う施設入所措置等について適用する。</p> <p>2 略</p>	<p>2 総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相 談所長は、前項の規定による申告が適正に行われな いときは、<u>前項の表第4欄に掲げる事項</u>について必 要な調査を行うものとする。</p> <p>(徴収予定額の変更等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の申請は、徴収予定額減額等申請書 (<u>様式第 3号</u>) を提出してしなければならない</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、同日以後に行 う施設入所措置等 (<u>第3条第1項の表第4号に掲げ る措置については、同日以降に終了する当該措置の 同日前に行われた分を含む。</u>) について適用する。</p> <p>2 <u>当分の間、第3条第1項の表第4号に規定する措 置に要する費用については、同号第3欄中「第2欄 に定める額」とあるのは「第2欄に定める額(重症 心身障害児施設についてはその額が90,000円を超え るときは90,000円、その他の施設についてはその額 が50,000円を超えるときは50,000円)」と、「第3 欄に定める額」とあるのは「第3欄に定める額の2 分の1に相当する額(同表第1号に掲げる場合にあ っては0円、同表第3号(14)に掲げる場合にあって は当該第3欄に定める額)」とする。</u></p> <p>3 略</p>									

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

第2条 鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を次のように改正する。

別表第4を削り、別表第5を別表第4とする。

様式第1号を削り、様式第2号を様式第1号とし、様式第3号を様式第2号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前に行われた児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号又は第2項の措置（満20歳に達している者について行われるものに限る。）に係る費用の徴収については、なお従前の例による。